

陳 情 文 書 表

平 2 4 陳 情 第 4 号	平成 2 4 年 3 月 5 日 受 理
件 名	秦野市小児医療費助成制度における所得制限導入に反対する陳情
陳 情 者	秦野市曾屋 1 1 名 秦野市医師会 名 会長 安部 信三 外 1, 3 3 2 名
陳 情 の 原 文	
<p>陳情趣旨</p> <p>秦野市小児医療費助成制度における所得制限導入について、平成 2 4 年 2 月 2 1 日に開催された秦野市医師会全員協議会で市担当者から説明がありましたが、それによりますと、通院助成の対象年齢が小学 4 年生まで拡大されることに伴い、逆に、1 歳児以上について所得制限を導入することになる予定とのことです。</p> <p>しかし、国を挙げて少子化対策を最重要課題の一つとして取り組んでいる時に、保護者のわずかな所得の差でこのような差別的施策が導入されることは、甚だ遺憾に存じます。子供の世界に大人の価値判断を持ち込み、不要な差別を意識させかねないような施策に危惧するとともに、子供への健康や福祉サービスは、特に平等性に十分な配慮をすべきです。</p> <p>子供たちは、将来の日本を担う大事な国の宝であり、健全に成長し希望に満ちた人生を過ごせるようにすることは、我々成人社会の責務です。</p> <p>市の説明によりますと、所得制限の対象者は 1 0 % にもなり、当然、窓口における負担金の有無の混乱も発生することが考えられます。</p> <p>我々、医師会としては、従来、所得制限のなかった年齢まで踏み込んだ、このような差別的施策を断じて許容することはできません。</p> <p>つきましては、本陳情の趣旨を御理解の上、次の事項について、秦野市医師会会員並びに市民 1, 3 3 3 人の署名を添えて陳情いたします。</p> <p>陳情事項</p> <p>1 秦野市小児医療費助成制度における所得制限導入を廃止すること。</p>	